

不祥事を起こした会員に対する措置基準

社団法人 高知県建設業協会

1 目的

本措置基準が、当協会会員において独占禁止法並びに「行動憲章」に反する事態が生じた際の措置を定めることにより、会員の事業活動の適正化を図ることを目的とする。

2 措置の検討機関

会員に対する措置の検討は、倫理委員会が行う。

3 措置の決定

- (1) 倫理委員会は、会員が独占禁止法及び行動憲章に反し、会員としての社会的信頼を損なう恐れのある事態が生じた場合、すみやかにこの基準による措置の検討を行うものとする。
- (2) 倫理委員会は、必要に応じて会員又は従業員等により事情聴取することができるものとする。
- (3) 倫理委員会からの具申に基づき、理事会でその措置を決議する。〈但し、除名する場合は総会に諮り決議する。〉なお、総会及び理事会は倫理委員会の具申を誠実に取り扱うこととする。

※ ()内は平成25年4月1日より施行

4 措置の内容

会員に対する措置は、不祥事の重大性によって以下のとおりとする。

- (1) 厳重注意
- (2) 違約金（30万円を限度とする）
- (3) 役員資格の停止
- (4) 会員資格の停止
- (5) 除名

5 退会・除名後の再入会

措置により非会員となった会社からの再入会の申請については、次のように処理するものとする。

- (1) 退会した会社については、2年間入会申請を受理しない。
- (2) 除名された会社については、4年間入会申請を受理しない。

附 則

1. この措置基準は、平成25年1月15日から適用する。
2. この措置基準の改廃は理事会の議決を経て行うものとする。